

新潟県二級・木造建築士試験に合格された方

新潟県二級・木造建築士 新規登録申請のご案内

申請対象：新潟県二級・木造建築士試験に合格された方（3Aで始まる受験番号）

二級・木造建築士になるためには、二級・木造建築士試験に合格し、その受験申込をした都道府県知事の免許を受けなければなりません。

令和2年3月1日施行の改正建築士法により、二級・木造建築士試験に合格され、必要とされる登録要件を満たしている方は、免許登録申請が可能となります。

登録申請の際に提出する書類は、二級・木造建築士試験の合格年や、学歴または資格による申請など、要件によって異なりますので、**必ずフロー図で必要書類をご確認ください。**

なお、**過去の受験票を貼付して令和2年以降の二級・木造建築士試験を申込された方は、卒業証明書や実務経歴書等の書類を再提出いただく必要があります**ので、ご注意ください。

また申請書は本会にて配布していますが、申請方法の詳細や書式のダウンロードは本会HPを参照願います。（新潟県で受験申込をされた方は、現在他県に転居されていても、本会へ登録申請を行ってください。）

▶**二級・木造合格者受付開始日はホームページ・お電話で確認ください。**

【令和元年以前の二級・木造建築士試験を合格された方】

登録要件(実務経験)を既に満たしており、経過措置が適用されるため、必要書類、登録手数料等については、これまでと変わりありません。

【令和2年以降の二級・木造建築士試験に合格された方 (令和元年以前既受験者も含む)】

従来の必要書類に加え、**実務経歴書、実務経歴証明書**等の提出が必要となります。また**申請手数料も変更**となります。

※申請書の提出から免許証明書の交付までの標準処理期間は、2ヶ月程度です。

■申請書提出先

公益社団法人 新潟県建築士会 受付時間：平日9:30～17:00

(年末業務 12月28日迄／年始1月4日から、12月15日は創立記念日のため休業)

〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2
新潟県公社総合ビル3階
TEL 025-378-5666 FAX 025-285-2911
HP <http://www.025arc.net/>



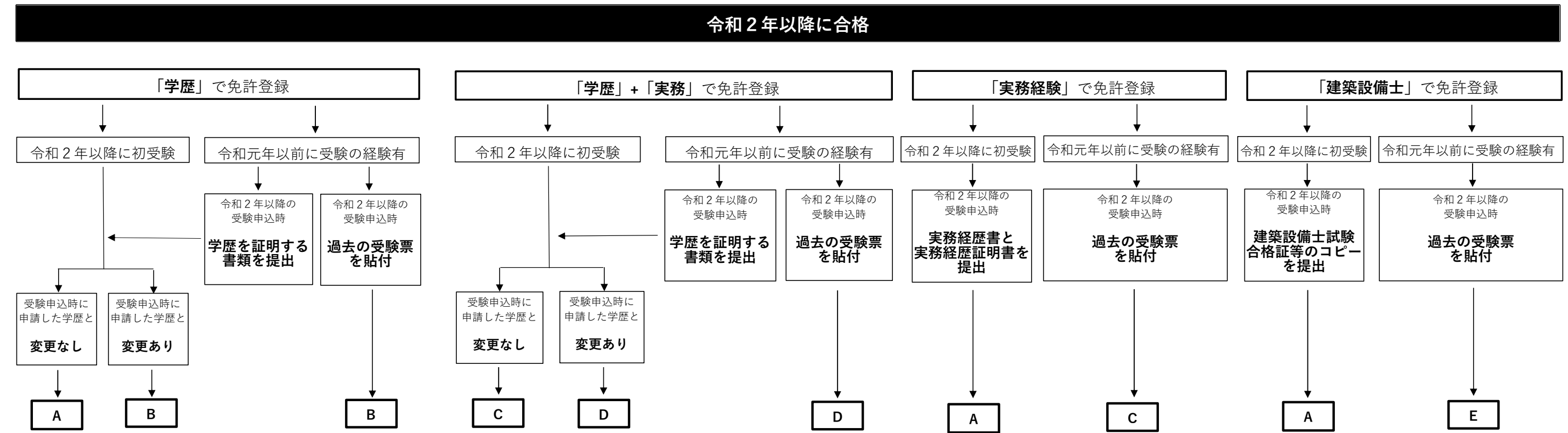
新潟駅前バスターミナル乗り場より、新潟交通バス「S3水島線」に乗車「県庁前」バス停下車。

徒歩約10分

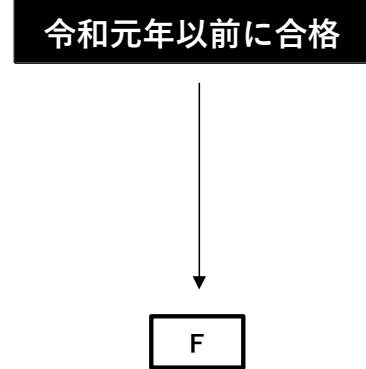
高速バスは「県庁東」バス停下車。徒歩約15分

* 自家用車で来所の方は来客用駐車場をご利用ください。(黄色線の部分)

二級・木造建築士登録申請における必要書類フロー図



書類名称		A	B	C	D	E	F
必要書類	二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）	○	○	○	○	○	○
	二級・木造建築士住所等の届出（第5号様式）	○	○	○	○	○	○
	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	○	○	○	○	○	○
	証明写真 2枚	○	○	○	○	○	○
	合格通知書（はがき）	○	○	○	○	○	○
	本人確認ができる公的な身分証明書（原本）	○	○	○	○	○	○
	旧姓併記の確認書類	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ
必要書類※	申請手数料（現金または払込受付証明書）	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	19,300円
	学歴を証明する書類	×	○	×	○	×	×
	建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証書のコピー	×	×	×	×	○	×
	実務経歴書（第1号様式の2）	×	×	○	○	×	×
	実務経歴証明書（第1号様式の3）	×	×	○	○	×	×



※改正建築士法の施行（令和2年3月1日）に伴い、申請手数料の変更、又は新たに提出が必要となった書類

■フロー図の「F」に該当する方

必要書類、登録手数料等について、これまで（土法改正前）と変わりありません。

必要書類

	書類等	注意事項
1	二級・木造建築士免許申請書 (第1号様式)	1と2に記入する氏名漢字の字体（新字・旧字など）は必ず統一
2	二級・木造建築士住所等の届出 (第5号様式)	1と同じ住所氏名を記載してください。
3	本籍の記載のある住民票の写し (原本)	マイナンバーの記載のない6ヶ月以内のもの 戸籍上の旧字体や旧姓併記をする場合で、住民票にその字体や旧姓の記載が無い時は、その事実が分かる戸籍謄本又は戸籍抄本、マイナンバーカードの写しのいずれか（6ヶ月以内のもの）も添付してください。
4	申請手数料 (現金または払込受付証明書)	19,300円
5	証明写真 2枚	縦45mm×横35mm/無帽・無背景・正面上3分身/ 6ヶ月以内撮影 ※合格通知書（はがき）と異なる写真
6	合格通知書（製図の合格通知書） (原本)	原本（対面時）は提示のみ ※新潟県知事名で発行されているもの
7	本人確認ができる公的な身分証明書 (原本)	【1点でよい書類】運転免許証、パスポート、 写真付き住民基本台帳カード、宅地建物取引士証等 【2点必要な書類】 (AとBから各1点又はAから2点) A:健康保険・国民健康保険・共済組合員証・ 国民年金、厚生年金、共済年金手帳（証書）等 B:会社等の身分証明書（写真付きのもの）等

郵送の場合について

- ・郵送の場合は、上記6.「合格通知書」のコピーと7.「公的な身分証明書(写真付きのもの)」のコピーを同封してください。
- ・申請手数料は事前にお振込みいただき、払込受付証明書の原本を同封してください。
【振込先】郵便振替口座 00600-6-20989
加入者名 公益社団法人 新潟県建築士会
※振込手数料はご負担ください。
- ・申請受付書の発行を希望する方は、申請書類と一緒に「84円切手を貼った返信用封筒（宛先記入）」を同封してください。
- ・書類不備や記入漏れの場合は、お電話等で確認させていただきます。

■フロー図の「A」及び「C」に該当する方

必要書類

	書類等	注意事項
1	二級・木造建築士免許申請書 (第1号様式)	1と2に記入する氏名漢字の字体(新字・旧字など)は必ず統一
2	二級・木造建築士住所等の届出 (第5号様式)	1と同じ住所氏名を記載してください。
3	本籍の記載のある住民票の写し (原本)	マイナンバーの記載のない6ヶ月以内のもの 戸籍上の旧字体や旧姓併記をする場合で、住民票にその字体や旧姓の記載が無い時は、その事実が分かる戸籍謄本又は戸籍抄本、マイナンバーカードの写しのいずれか(6ヶ月以内のもの)も添付してください。
4	申請手数料 (現金または払込受付証明書)	24,400円
5	証明写真 2枚	縦45mm×横35mm/無帽・無背景・正面上3分身/ 6ヶ月以内撮影 ※合格通知書(はがき)と異なる写真
6	合格通知書(製図の合格通知書) (原本)	原本(対面時)は提示のみ ※新潟県知事名で発行されているもの
7	本人確認ができる公的な身分証明書 (原本)	【1点でよい書類】運転免許証、パスポート、 写真付き住民基本台帳カード、宅地建物取引士証等 【2点必要な書類】 (AとBから各1点又はAから2点) A:健康保険・国民健康保険・共済組合員証・ 国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等 B:会社等の身分証明書(写真付きのもの)等
8	実務経歴書 (第1号様式の2) ※フロー図「C」に該当する方のみ	勤務先ごと(自営業を含む)の実務経歴を記入
9	実務経歴証明書 (第1号様式の3) ※フロー図「C」に該当する方のみ	勤務先ごと(自営業を含む)の実務を証明する(実務経歴書と対応していること)

郵送の場合について

- ・郵送の場合は、上記6.「合格通知書」のコピーと7.「公的な身分証明書(写真付きのもの)」のコピーを同封してください。
- ・申請手数料は事前にお振込みいただき、払込受付証明書の原本を同封してください。
【振込先】郵便振替口座 00600-6-20989
加入者名 公益社団法人 新潟県建築士会
※振込手数料はご負担ください。
- ・申請受付書の発行を希望する方は、申請書類と一緒に「84円切手を貼った返信用封筒(宛先記入)」を同封してください。
- ・書類不備や記入漏れの場合は、お電話等で確認させていただきます。

会社が倒産している場合の提出書類について

- ・実務を行った会社がすでに倒産している場合も、**実務経歴書、実務経歴証明書の提出は必須**です。
- ・また、当該会社に所属していたことを証明する書類(源泉徴収票、社会保険加入記録書など)が必要です。

登録要件を満たさない(書類返却)の場合

- ・実務内容の審査を経て、実務経験を満たしていないと判断された場合、書類は返却いたします。なお、その場合、新潟県建築士会まで書類を取りに来ていただくか、郵送により返却となります(費用は申請者負担)。
- ・申請手数料は還付請求いただくか、次回申請手続きの際も使用できます。

■フロー図の「B、D、E」に該当する方

必要書類

	書類等	注意事項
1	二級・木造建築士免許申請書 (第1号様式)	1と2に記入する氏名漢字の字体(新字・旧字など)は必ず統一
2	二級・木造建築士住所等の届出 (第5号様式)	1と同じ住所氏名を記載してください。
3	本籍の記載のある住民票の写し (原本)	マイナンバーの記載のない6ヶ月以内のもの 戸籍上の旧字体や旧姓併記をする場合で、住民票にその字体や旧姓の記載が無い時は、その事実が分かる戸籍謄本又は戸籍抄本、マイナンバーカードの写しのいずれか(6ヶ月以内のもの)も添付してください。
4	申請手数料 (現金または払込受付証明書)	24,400円
5	証明写真 2枚	縦45mm×横35mm/無帽・無背景・正面上3分身/ 6ヶ月以内撮影 ※合格通知書(はがき)と異なる写真
6	合格通知書(製図の合格通知書) (原本)	原本(対面時)は提示のみ ※新潟県知事名で発行されているもの
7	本人確認ができる公的な身分証明書 (原本)	【1点でよい書類】運転免許証、パスポート、 写真付き住民基本台帳カード、宅地建物取引士証等 【2点必要な書類】 (AとBから各1点又はAから2点) A:健康保険・国民健康保険・共済組合員証・ 国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等 B:会社等の身分証明書(写真付きのもの)等
8	学歴を証明する書類	【平成20年度以前に入学した方】卒業証明書※1 【平成21年度以後に入学した方】指定科目修得単位証明書・卒業証明書※2 令和2年から書式が変更となっています。旧書式は不可。
9	建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書のコピー ※フロー図「E」に該当する方のみ	A4判とする。紛失の場合は、建築技術教育普及センターで証明書の発行を受けてください。
10	実務経歴書(第1号様式の2) ※フロー図「D」に該当する方のみ	勤務先ごと(自営業を含む)の実務経歴を記入
11	実務経歴証明書(第1号様式の3) ※フロー図「D」に該当する方のみ	勤務先ごと(自営業を含む)の実務を証明する(実務経歴書と対応していること)

※1 留学等により在学年数が修業年限を超えて卒業した場合は、入学年が明記された証明書の提出が必要です。

※2 備考欄に「置換」と明示されている場合、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」に加えて「置換科目一覧表」の提出が必要です。

郵送の場合について

- ・郵送の場合は、上記6.「合格通知書のコピー」と7.「公的な身分証明書(写真付きのもの)のコピー」を同封してください。
- ・申請手数料は事前にお振込みいただき、払込受付証明書の原本を同封してください。
【振込先】郵便振替口座 00600-6-20989 加入者名 公益社団法人 新潟県建築士会
※振込手数料はご負担ください。
- ・申請受付書の発行を希望する方は、申請書類と一緒に「84円切手を貼った返信用封筒(宛先記入)」を同封してください。
- ・書類不備や記入漏れの場合は、お電話等で確認させていただきます。

会社が倒産している場合の提出書類について

- ・実務を行った会社がすでに倒産している場合も、**実務経歴書、実務経歴証明書の提出は必須**です。
- ・また、当該会社に所属していたことを証明する書類(源泉徴収票、社会保険加入記録書など)が必要です。

登録要件を満たさない(書類返却)の場合

- ・実務内容の審査を経て、実務経験を満たしていないと判断された場合、書類は返却いたします。なお、その場合、新潟県建築士会まで書類を取りに来ていただくか、郵送により返却となります(費用は申請者負担)。
- ・申請手数料は還付請求いただくか、次回申請手続きの際も使用できます。